

(新) 原生的な自然環境の危機対策事業

15百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は、これまで人の活動によって影響を受けておらず原生的な自然環境が維持されているなど、我が国の生物多様性の保全上極めて重要な地域である。これらの地域については、極力人為を加えず自然の遷移にゆだねること等を保全の方針としており、これまでの保全施策は、標識や巡視歩道など必要最小限の保全事業の実施に限定してきた。

しかし、近年、これらの地域において、シカの食害等による生態系の攪乱など、これまでの保全施策では対応できない、原生的な自然環境の危機へと繋がる重大な問題が発生している。

このため、これらの地域において、生態系の維持回復など生物多様性の保全上必要な対策を本格的に実施すべく、平成21年6月に、自然公園法と併せて自然環境保全法を改正したところである。

本事業は、自然環境保全法の改正に伴い、自然環境保全地域等における生物多様性保全施策を推進するため、危機状況を把握・評価した上で、必要な対策を検討・実施するものである。

(1) 危機状況の把握・分析・評価

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域について、専門家等の協力を得て現地調査等を実施することにより、科学的な知見に基づき、生物多様性保全上の危機状況の把握・分析・評価を行う。

(2) 生物多様性保全上必要な対策の検討・実施

(1)の危機状況の評価結果等に基づき、自然環境保全地域等において、生態系の維持回復に必要な事業や各種規制措置など、生物多様性の保全上必要な対策を検討・実施する。

2. 事業計画

	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 危機状況の把握等					
(2) 対策の検討					
対策の実施					

3. 施策の効果

我が国の生物多様性保全にとって極めて重要な役割を担う自然環境保全地域等における生物多様性保全施策を推進する。

原生的な自然環境の危機対策事業

自然環境保全地域等

我が国の生物多様性の保全上極めて重要な地域

原生自然環境保全地域

…人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持

自然環境保全地域

…動植物を含む自然環境が優れた状態を維持



しかし近年…

自然環境の危機へと繋がる 重大な問題の発生

シカの食害等による生態系の攪乱



生物多様性の保全に対する
社会的要請の高まり

生物多様性の保全上 必要な対策

- 危機状況の把握・分析・評価
- ・専門家の協力を得た現地調査
- ・科学的知見に基づいた分析・評価
- 対策の検討・事業計画の策定
- ・生態系維持回復事業計画の策定
- ・普及啓発のあり方の検討 等
- 対策の実施
- ・モニタリングなど
- 順応的な事業の
実施



生物多様性基本法の成立(平成20年6月)
自然公園法及び自然環境保全法の一部改正
(平成21年5月)